政　令

技術士法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十月八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百四十五号

技術士法施行令の一部を改正する政令

内閣は、技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第十条第一項及び第三十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

技術士法施行令（昭和五十八年政令第二百六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「一万千円」を「一万三千円」に、「一万四千円」を「二万五百円」に改め、同条第二項中「はる」を「貼る」に改める。

第四条第一項中「六千五百円」を「八千百円」に改め、同条第二項中「はる」を「貼る」に改める。

附　則

この政令は、令和八年一月一日から施行する。

文部科学大臣　阿部　俊子

内閣総理大臣　石破　茂

児童福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十月八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百四十六号

児童福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の四第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の二中「高崎市」の下に「、船橋市」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年七月一日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

2　都道府県知事若しくは都道府県が設置する児童相談所の所長その他の都道府県の機関（以下「都道府県知事等」という。）が行った許可、認可その他の処分若しくは通知その他の行為のうちこの政令の施行の際現に効力を有するもの又はこの政令の施行の際現に都道府県知事等に対してされている申請、届出その他の行為であって、児童福祉法第五十九条の四第一項、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十六条又は民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）第四十一条の規定により、この政令の施行後、船橋市が処理することとなる事務に係るものは、この政令の施行後は、船橋市長若しくは船橋市が設置する児童相談所の所長その他の船橋市の機関（以下「船橋市長等」という。）の行った許可、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は船橋市長等に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3　この政令の施行前に児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律又は民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（これらに基づく命令を含む。）の規定により都道府県知事等に対して報告その他の手続をしなければならない事項であって、この政令の施行前に当該手続がされていないもののうち、児童福祉法第五十九条の四第一項、児童虐待の防止等に関する法律第十六条又は民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第四十一条の規定により、この政令の施行後、船橋市が処理することとなる事務に係るものについては、この政令の施行後は、これを、船橋市長等に対して当該手続がされていないものとみなして、これらの法令の規定を適用する。

内閣総理大臣　石破　茂

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十月八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百四十七号

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する政令

内閣は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）附則第一条第一項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律附則第一条第一項第三号に掲げる規定の施行期日は、令和七年十二月一日とする。

厚生労働大臣　福岡　資麿

内閣総理大臣　石破　茂

独立行政法人福祉医療機構法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十月八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百四十八号

独立行政法人福祉医療機構法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）の一部の施行に伴い、及び独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）附則第五条の二第十一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部改正）

第一条　独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の二第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「又は前項の積立金納付金」を削り、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項を削り、同条第六項中「及び積立金納付金」を削り、同項を同条第四項とし、同条第七項中「元本納付金又は積立金納付金を納付したことにより」を削り、「附則第五条の二第十項又は第十一項」を「附則第五条の二第九項又は第十項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「附則第五条の二第十三項」を「附則第五条の二第十二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「附則第五条の二第十四項」を「附則第五条の二第十三項」に改め、同項ただし書中「同条第十四項ただし書」を「同条第十三項ただし書」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第十項を第八項とし、第十一項を第九項とし、同条第十二項中「附則第五条の二第二項及び第三項」を「附則第五条の二第一項から第三項まで」に改め、「機構が」の下に「同条第一項に定める業務及び」を加え、「及びこれに」を「並びにこれらに」に、「附則第五条の二第二項第一号に定める業務（これに」を「附則第五条の二第一項及び第二項第一号に定める業務（これらに」に改め、同項を同条第十項とする。

（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項第一号中「及び第九項」を削る。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第三条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第七項中「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二十八条の規定による改正前の独立行政法人福祉医療機構法第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けに係る債権（附則第八条第二項において「年金担保債権」という。）の回収が終了する」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第八条第二項中「年金担保債権の回収が終了する」を「令和九年三月三十一日」に改める。